

## いなべ市地域防災計画(案)に対する意見及び回答

意見の要旨	市の考え方(案)
<p>○震災対策編 第2部第3章 第1節第3項 「1(3)ブロック塀、石垣等対策」について</p> <p>過去の震災では、既存のブロック塀が児童などに人的被害を起している。また、既存ブロック塀は、狭あい道路の問題とセットになっており、防災上重要な事項であることから、防災上の対策・配慮をしていただきたい。</p>	<p>ブロック塀等の防災対策は、狭あい道路の整備とあわせて、重要な課題と認識しており、「いなべ市都市計画マスタープラン」でも震災対策としてブロック塀の生垣化の促進を記しています。</p> <p>いなべ市地域防災計画においても、第2部第1章第1節第3項「2 市民に対する普及計画 (1) 一般的な啓発」において、</p> <p>「コ 平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等対策の内容」の普及啓発に努めていますが、以下の追記を図り(下線部)、防災訓練での指導等による取り組みを進めてまいります。</p> <p>■第2部第5章第7節第3項「1 市における対策 (1) 多様な防災訓練の実施」</p> <p>「ウ その他の訓練</p> <p>市及び防災関係機関は、災害時にその機能が十分発揮できるよう、固有の地震防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努める。<u>自治会等を通じた防災訓練では、ブロック塀等の倒壊防止対策や避難路確保のための建築上の指導など、重要項目について積極的な指導を行うものとする。</u>」</p>